

# テールゲートリフター導入促進助成

## 1. 事業趣旨

トラック運送業における労働生産性の向上と労働力の確保が喫緊の課題であることから、トラック運送事業者の荷役作業の効率化（荷役時間の短縮・荷役負担の軽減）等に有効と考えられるテールゲートリフターの導入を促進することにより、生産性の向上とそれに伴う労働力の確保に資することを目的とする。

## 2. 助成対象

助成対象は、後部格納式、床下格納式、アーム式、垂直式の4種類とし、以下の条件を満たす機器を導入したものである。

- (1) 兵ト協が指定する機器であること（別紙 その1～8）
- (2) 未使用のテールゲートリフターであること
- (3) テールゲートリフター未装着の事業用自動車に新たにテールゲートリフターを装着したものであること
- (4) 令和3年4月1日から令和4年3月10日までに、該当する機器を装着した事業用自動車を導入し新車新規登録を受けたもの、又は、所有している事業用自動車に新たにテールゲートリフターを後付装着し構造等変更検査を受けたものであること
- (5) 機器の各導入方法の要件は次のとおりとする。
  - ① 機器を装着した新規登録車を購入された場合は、3月10日までに支払い完了したものであること
  - ② 機器を装着した新規登録車をリースで導入された場合は、3月10日までにリース契約を完了したものであること
  - ③ 機器を装着した新規登録車を割賦で導入された場合は、3月10日までに割賦契約を完了し、且つ機器の価格以上の支払いを完了したものであること
  - ④ 所有している事業用自動車にテールゲートリフターを後付装着した場合は、機器の支払いが完了したものであること

## 3. 交付額及び上限額等

助成金の交付額は、次のとおりとする。ただし、1会員につき300,000円を上限とする。

種類	後部格納式	床下格納式	アーム式	垂直式
助成額	100,000円	100,000円	50,000円	50,000円

## 4. 申請方法・提出書類

事業者は、装置導入事業が完了したときは、「テールゲートリフター導入促進助成金交付申請書（様式1）」に、次の書類を添付して兵ト協に提出する。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 請求書の写し
- (3) 領収書の写し若しくはリース契約書の写し
  - ※ 機器を装着した新規登録車を導入する場合は、車両購入の領収書若しくは車両のリース契約書、車両の割賦契約書（必ず登録番号若しくは車体番号等で内容の確認が出来る）を添付すること。所有している事業用自動車にテールゲートリフターを後付装着した場合は、機器購入の領収書を添付すること。
- (4) テールゲートリフター装着証明書（様式2）

- (5) 車両写真（テールゲートリフター機器及び登録番号が確認出来る（後方から撮影）もので、A4サイズの用紙にプリントしたもの）
- (6) 銘板写真（A4サイズの用紙にプリントしたもの）

**5. 申請受付期間**

令和3年4月1日～令和4年3月10日

ただし、上記期間中であっても助成額が予算枠に達した時点で受付を終了する。

**6. 申込み・問い合わせ先**

（一社）兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL：078-882-5556